

千葉県社会福祉法施行細則の一部改正について

1. 改正対象となる施行細則の概要

千葉県社会福祉法施行細則は、社会福祉法の規定に基づき社会福祉法人等が知事に対して行う申請や届出等に係る様式を定めたものである。

今般、令和7年6月1日に施行された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、社会福祉法第128条第1号ハに規定する「禁錮」が「拘禁刑」に改められた。

これを踏まえ、千葉県社会福祉法施行細則に規定する様式について、所要の規定の整理を行った。

2. 改正内容

別記第十三号様式の別紙3「社会福祉法第128条各号のいずれにも該当しないことを証明する書類」の表中①ハの「禁錮以上の刑」を、「拘禁刑以上の刑」に改めた。

3. 罰則規定の適用状況

罰則規定なし

4. 施行日

令和7年6月1日